

欧州連合司法裁判所，EU域内の税関を通過する製品に対する権利行使について判示

2011年12月4日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合司法裁判所（CJEU）は，12月1日，「特定の知的財産権の侵害が疑われる物品に対する税関の措置及び当該権利の侵害が認められた物品に対してとられるべき対策に関する2003年7月22日付欧州連合理事会規則(EC) No 1383/2003（税関規則）」の解釈について，アントワープ第一審裁判所から付託を受けていたフィリップス（Philips）事件（C-446/09）および英国控訴院から付託を受けていたノキア（Nokia）事件（C-495/09）の2件に対して統合した判決を下した。

両事件は，第三国からEUを通過（transit）して第三国へ輸送される製品が，EU域内で効力を有する知的財産権に抵触する場合に，当該製品に対する権利行使が可能か否かについて争われていたもので，深刻な模倣品および海賊版の問題を背景として，審理の動向が注目されていた。

本件の審理においては，フィリップス社とノキア社に加え，ベルギー，フランス，イタリア，ポーランド，ポルトガル，フィンランドの政府と，国際商標協会（INTA）が，「解放の停止手続きにおいて主張される製品のEU域内の消費者への不正な流入，および，偽造またはコピーの製品によって多くの場合に引き起こされる健康および安全のリスクに照らして，EU加盟国内に保管または通過の際に発見された偽造品またはコピー品は差止めされなければならない，必要に応じて，製品がEUの販売に供されている，または，供される見込みがあることを示す証拠を提示することなく，流通から取り除かれなければならない。」との主張を行っており，より強力なエンフォースメントを望む意見が多かった。一方，英国およびチェコの政府は，偽造やコピーによる国際貿易における問題を認識しつつも，知的財産権の属地性の観点から通過貨物に対する法的措置は困難であるとの見解を示していた。

同判決によれば，第三国からEUを通過（transit）して第三国へ輸送される製品は，たとえそれが明らかな偽造やコピーであったとしても，原則として，税関規則の意味における「模倣品（counterfeit goods）」または「海賊版（pirated goods）」には分類されないこととされ，よって，今後，知的財産権の権利者は，問題となっている製品がEU域内での販売が意図されていることが証明されない限り，通過貨物に対する法的措置を講ずることができないことが判示された。

また，オランダやベルギー等の一部のEU加盟国の裁判所においてこれまで採用されていた，通過する製品が国内で製造されたものと想定した上で権利侵害の有無を判断するとい

う「製造フィクション」についても、CJEUによって否定された。

本判決の経緯と判示事項の概要は次のとおり。

<フィリップス事件 (C-446/09) の経緯>

2002年、ベルギー税関当局が定まった送付先がなくアントワープ港に保管されていた貨物を検査したところ、それは、フィリップス社によって開発された髭剃りのデザインに似せた上海（中国）からの電動髭剃りであった。そのデザインは、ベルギーを含む多くの加盟国においてフィリップス社に対して排他的知的財産権が付与される登録によって保護されていた。ベルギー税関当局は、それらの製品が模倣品である疑いがあるとして差し押さえた。

フィリップス社は、これらの髭剃りの製造、販売、輸出に関与した企業を相手に、アントワープ第一審裁判所に対して訴訟を提起した。フィリップス社は、これらの企業が同製品の意匠権を侵害したこと、これらの企業が損害を賠償すること、および、差し止めされた製品を廃棄することを判示するよう求めた。

<ノキア事件 (C-495/09) の経緯>

2008年7月、ヒースロー空港にて、英国税関当局は、香港（中国）から入りコロンビアへ向かおうとしていた携帯電話および携帯電話アクセサリーの製品の委託品を検査したところ、それらの製品はノキア社の商標と同一の標章を有していた。英国税関当局はそれらの製品が偽造である疑いがあるとして、サンプルをノキア社に送付し、ノキア社は確かに偽造であることを確認し、英国税関当局に対して委託品の差し止めを求めた。

しかし、英国税関当局は、ある非EU加盟国から他の非EU加盟国への通過する製品はEU法の目的に照らして「模倣品」としてみなされず、よって差し止めをすることができないという理由によって、その要請を拒否した。

<CJEUへ付託された質問>

アントワープ第一審裁判所、および英国控訴院は、CJEUに対して特に次の点に関する質問を付託した。

ある非EU加盟国から来た通過またはEU域内の税関倉庫に保管されている製品を、EU域内において販売するのではなくEU域内の税関に持ち込まれたという事実のみに基づいて、EU法の目的に照らして「模倣品」または「海賊版」に分類することが可能であるか否か。

<CJEUの判示事項の概要>

特定の知的財産権の侵害が疑われる物品に対する税関の措置及び当該権利の侵害が認められた物品に対してとられるべき対策に関する 2003 年 7 月 22 日付欧州連合理事会規則(EC) No 1383/2003 は次のとおり解釈されなければならない。

－ 商標権によって EU 域内で保護される製品の偽造であるか、あるいは、著作権、著作隣接権または意匠によって EU 域内で保護される製品のコピーである、ある非 EU 加盟国から入ってきた製品は、解放の停止手続き (suspensive procedure) において EU 域内の税関に持ち込まれたという事実のみに基づいて、税関規則の意味における「模倣品」または「海賊版」には分類されない。

－ 他方、それらの製品が EU 域内での販売に供されることが意図されていることが特に証拠の提供によって証明される場合、それらの製品が EU 域内で既に消費者に販売されたか、または、EU 域内で消費者への販売に供されたか宣伝されたことが明らかにされる場合、もしくは、製品に関する書類または書簡から EU の消費者への流入が予想される場合においては、問題の権利を侵害している可能性があり、したがって「模倣品」または「海賊版」に分類される。

－ 実質的な決定を行う権限のある当局が、根拠とする知的財産権の侵害を構成する証拠またはその他の要素の存在の有無を有意義に審査できるように、法的措置の申請を受けた税関当局は、税関当局に対してそのような侵害の存在を疑う根拠を与える兆候があれば直ちに、それらの製品の解放の中止または差し止めをしなければならない。

－ その兆候は特に次の事項を含む。

- ・ 要請された解放の停止手続きがその申告を必要とするにも関わらず、製品の送付先が申告されていないという事実
- ・ 製品の製造者や委託者の身元や住所に関する正確又は信頼性のある情報の欠如
- ・ 税関当局に対する協力の欠如
- ・ 製品が EU の消費者へ流入する可能性であることを示す当該製品に関する書類または書簡の発見

また、CJEU は、判決文の第 69 段落等において、フィリップス社およびベルギー政府が主張していた、通過する製品が国内で製造されたものと想定した上で権利侵害の有無を判断するという「製造フィクション」を採用しなかった。

－ CJEU によるプレスリリースは、以下参照 －

[The Court specifies the conditions under which goods coming from non-member States that are imitations or copies of goods protected in the EU by intellectual property rights may be detained by](#)

[the customs authorities of the Member States \(PDF\)](#)

— CJEU の判決文は，以下参照 —

[JUDGMENT OF THE COURT \(First Chamber\)](#)

— 税関規則の条文全文は，欧州知的財産ニュース 2004 年 7 月号を参照 —

[特定の知的財産権の侵害が疑われる物品に対する税関の措置及び当該権利の侵害が認められた物品に対してとられるべき対策に関する 2003 年 7 月 22 日付欧州連合理事会規則\(EC\) No 1383/2003 \(PDF\)](#)

— 税関規則の新しい条文案についての欧州知的財産ニュースは，以下参照 —

[欧州委員会，税関における知的財産権の権利行使に関する規則案を公表 \(2011 年 5 月 29 日\) \(PDF\)](#)

— 日本国特許庁による TRIPS 協定整合性分析調査報告書の関連箇所は，以下参照 —

[第 1 章 EU 圏内の税関取締に関する分析 \(PDF\)](#)

(以上)